

令和2年11月10日

保護者様

吉野ヶ里町立東脊振小学校
校長 林 寛

冬季の服装等について(お願い)

冷秋の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の学校教育に対しご理解・ご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、お子さまの冬季中の服装については、学年当初に『東脊振小よい子のくらし』でお知らせしていただきましたように、下記のようなきまりになっています。なお、防寒着等の着用可とする時期は原則12月からと考えております。ただし、朝の寒さが厳しいと感じられる場合は、11月でも防寒着等の着用可とします(④)。

ご家庭でも下記の服装のきまりをご覧になって、気をつけていただきたいと考えておりますので、ご理解ご協力をよろしく申し上げます。

記

- ① 制服の上着(紺色)に男子は同色の半ズボン、女子は同色のつりスカートを着用する。
- ② 靴下は、白や黒、紺を基調としたもので、あまり華美にならない物をはく。
(くるぶしまでの靴下は履かないように指導しています。)
- ③ 制服の上着の下は白のポロシャツを着る。防寒着として、白やグレー、黒、紺など華美ではない色のセーター、ベストは着用してよい。
- ④ 登下校時は、防寒着、長ズボン、防寒具(マフラー・手袋・ネックウォーマー)を着用してもよい。ただし着用の仕方に注意する。
- ⑤ 登下校時は、「制服の上着を着ないでセーターやベストだけ」の着用をしない。
(ポロシャツ → 制服の上着 → 寒ければ上着の下にセーターやベスト → 防寒着の順)
- ⑥ 室内では、原則として長ズボンは着用しない。ただし、体調不良時は着用してもよい。室内で着用する場合は、担任へ連絡する。
- ⑦ スカートの下に体操服のズボンをはかない。
- ⑧ 懐炉(かいろ)については体調不良時、担任に連絡してから携帯する。
ポケットから出さない。(友だちに見せない。)

〈☆厳寒期の体育時の服装について〉

- ・ 体が温まるまでは、防寒具を着用してもよい。
- ・ タイツやスパッツをはくとむれて衛生的でないので、はかないように指導をしている。
- ・ 手袋は活動に支障がない限り可。(11月も可。)
- ・ 長袖の体操服を着る場合は記名を確実にする。

※ 新型コロナウイルス感染症予防に関連して、変更がある場合はその都度お知らせします。